

砂川市規則第10号
令和8年3月31日

砂川市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市契約規則の一部を改正する規則

砂川市契約規則（平成4年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を削る

第17条の次に次の2条を加える。

（予定価格の決定）

第17条の2 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第8条第1項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（予定価格調書の作成）

第17条の3 市長は、前条の規定により予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 1件の予定価格が第17条各号に定める額以下のとき。
- （2） 法令の規定により価格が定められているものについて契約をするとき。
- （3） 図書、定期刊行物その他一般に市場価格をもって取引されている物品を買い入れるとき。
- （4） 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

第18条を次のように改める。

（見積書の徴取）

第18条 市長は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- （1） 1件の予定価格が20万円未満の契約をするとき。
- （2） 法令の規定により価格が定められているものについて契約をするとき。
- （3） 図書、定期刊行物その他一般に市場価格をもって取引されている物品を買い入れるとき。
- （4） 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

第22条第1項中「第20条の規定にかかわらず契約書」を「第20条第1項の規定にかかわらず、契約書」に改め、同条第2項中「10万円」を「20万円」に、「書面」を「書類」に改める。

第30条第2項本文中「請負契約」を「、請負契約」に改め、同項ただし書中「10万円」を「20万円」

に改め、同条第3項中「前項の場合において」を「検査員は、前項の場合において、」に改め、同条第4項中「前項」を「前3項」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 前項の規定にかかわらず、検査員は、20万円未満の契約に係る検査又は検収を行う場合にあつては、支出負担行為兼支出命令書に検査年月日及び検査員氏名を記載し、又は砂川市会計規則（平成17年規則第31号）第2条第12号に規定する財務会計システムに登録することをもって工事完成検査調書又は検査調書の作成に代えることができる。

第31条第2項及び第32条（見出しを含む。）中「支払い」を「支払」に改める。

第33条第2項中「支払い回数」を「支払回数」に改める。

第35条第1項中「年2.5パーセントの割合で計算した違約金を」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を違約金として」に改める。

第36条本文中「支払い」を「支払」に、「年2.5パーセントの割合」を「前条第1項に規定する率」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。